

農業ひろさきは、弘前市農業委員会のホームページからもご覧いただけます。

弘前市農業委員会

で 検索

★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2014年9月1日
(平成26年9月1日)

(第103号)

編集と発行

弘前市農業委員会

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

☎(0172) 40-7104

農地活用支援隊へ委嘱状交付

市農業委員会(下山勇一会長)は7月29日、中央公民館岩木館において、耕作放棄地の発生抑止と農地活用を図るため、地元農業者等新規37人を含む50人を、平成26年度農地活用支援隊員として委嘱しました。

昨年度、相馬地区の一部でスタートしたモデル事業を今年度から同地区全域と東目屋地区へ拡大し、最終的に市内全域での実施を目指しています。下山会長は「農地活用支援隊は農業委員会活動になくてはならないもの」とあいさつを述べ、駆け付けた葛西憲之市長は「支援隊の地域のネットワークが耕作放棄地の防止につながる」と激励しました。



支援隊員へ委嘱状を交付する
下山会長(左)

引き続き、県構造政策課や農地中間管理機構の担当者を講師とした研修会が開かれ、同機構の役割や農地貸借の制度についての説明があり、委嘱された農業者らは熱心に質問しながら制度の仕組みを確認しました。

～独身農業者縁結び事業～ 婚活サポーター委嘱状交付式及び研修会

市農業委員会(下山勇一会長)は7月24日、中央公民館岩木館において、昨年度から始まった独身農業者縁結び事業の一般公募での婚活サポーター13名に委嘱状を交付しました。



・研修会を熱心に受講する婚活サポーター(上)
・婚活サポーターに委嘱状を交付する下山会長(左)

今年度の婚活サポーターは、昨年度に引き続き委嘱された10名、今年度から新たに委嘱された3名及び農業委員27名が務め、登録した会員や独身男女の結婚活動を支援します。

また、委嘱状交付式終了後には研修会を開催し、事業の仕組みや会員の登録状況、昨年度のお見合い実績等について事務局から説明を受け、今後の活動に向けて意気込んでいました。

会員募集中!

会員同士のお見合い、婚活サポーター制度、会員限定交流会で、あなたの結婚活動を支援します。

◆対象 真剣に結婚を望む20歳以上で、①または②のいずれかに該当する独身者

①弘前市に居住する農業者

②結婚後、弘前市に住める方、住みたい方

※②に該当する方同士のお見合いはいたしません。

■問い合わせ先 農業委員会農政係(市役所新館4階)

☎40-7104 メール nougyou@city.hirosaki.lg.jp

弘前市青年交流会 実行委員がイベント周知活動!

弘前市青年交流会実行委員会(藤田善明実行委員長)は、7月17日、25日及び27日の3日間、8月開催の「～夏の出会いはBBQ!!!～」を広く知っていただくために、市内のお店を回り、ポスターやチラシの設置をお願いしました。



また、街頭では道行く方々にチラシを配り、交流会への参加を呼びかけました。

夏の出会いはBBQ!!!
イベントポスター

イベントのポスターや
チラシを配る実行委員たち



実行委員は、おそろいのピンクのポロシャツを着て臨み、お店の方や通行人からは、「活動を応援したい」「頑張ってください」など、激励の言葉を掛けてもらいました。

「ひろさきりんご収穫祭」を開催します!

りんごの収穫作業が本格化する前に、出来秋の無事を祈りながら、りんご公園において「ひろさきりんご収穫祭」を開催します。さまざまなイベントを用意して皆様のご来園をお待ちしておりますので、家族や友人などと一緒ぜひお越しください。

◆日時 9月20日(土)・21日(日) 午前9時30分～午後2時30分

◆場所 市りんご公園(清水富田字寺沢)

◆イベント りんご王国の王さま戴冠式、りんごづくしの製作体験、りんご娘&アルプスおとめのトーク&ライブ、地シールドのPRコーナー、巨大アップルパイ実演販売など

■問い合わせ先 りんご課企画開発係(市役所新館6階)

☎40-7105



昨年に行われた
りんご収穫祭の様子

耕作放棄地対策補助事業について

市では、耕作放棄地対策の一環として新たに2つの補助事業を開始しました。耕作放棄地の発生防止、再生にぜひご活用ください。

①耕作放棄地再生促進事業費補助金

◆事業内容 新たな賃借権・使用貸借による権利の設定・移転、所有権の移転、農作業の受委託等によって、耕作放棄地を耕作しようとする農業者や団体に対し補助をする。

◆対象事業者 市内に事務所を置く農業法人または市内に住所を有する農業者若しくは農業者等の組織する団体。

◆補助対象作業・補助額

- (1)再生事業…25,000円/10㍍
- (2)土壌改良(2年目)…12,500円/10㍍
- (3)営農定着…12,500円/10㍍
- (4)基盤整備…12,500円/10㍍

②農作業受託支援事業費補助金

◆事業内容 高齢、病気などを理由に農業経営が困難となった方からの委託により農業生産法人、3戸以上の農業者で組織する団体が、基幹的農作業(草刈、防除、剪定)を受託して行う場合に、各作業ごとに費用の一部を市が補助し、農作業受託支援団体の育成を図る。

◆対象事業者 市内に事務所を置く農業生産法人、または市内に住所を有する3戸以上の農業者で組織する団体。

◆補助対象作業・単価・回数

- (1)草刈作業…500円/10㍍×5回以内
 - (2)防除作業…500円/10㍍×10回以内
 - (3)剪定作業…500円/10㍍×1回(一式)
- ※最大交付額…8,000円/10㍍

■問い合わせ先 農業政策課計画推進係(市役所新館4階)

☎40-7102

小規模農道整備事業

～農村整備課からのお知らせ～

農作物を運搬する時の荷傷み防止などのため、農家の皆さんが事業主体となり、共同でコンクリート舗装やアスファルト舗装並びに砂利敷きなどを行う場合、一定の要件を満たすことにより、事業費の一部として、市から補助金の交付を受けて整備できる制度があります。



なお、舗装が割れて、農産物の運搬に著しく支障を来している場合で10万円以上の補修工事も対象となります。

補助制度の概要については、市ホームページに掲載しています。詳しくは、下記へお問い合わせください。

<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>

■問い合わせ先 農村整備課農村整備係(市役所新館4階)

☎40-7103



「稲わらふりーでん」 稲わらを提供しませんか

市では、わら焼き公害の防止と稲わらの有効利用を図るため、畜産農家や家庭菜園用として利用する方に、「稲わら」を無料で提供する「稲わらふりーでん」を毎年10月に実施しています。

今年も、不要となっている「稲わら」を無料で提供しても良いという方を募集します。提供者には、のぼりをお貸しします。

詳しくは、下記へお問い合わせください。また、稲わらを必要とする方もご連絡ください。

◆募集期間 9月1日(月)～19日(金)

■問い合わせ先 農業政策課農産係(市役所新館4階)

☎40-7102

すてきな出会いをサポートします! 詳しくは農業委員会まで

りんご園等改植事業

●平成26年秋植え分のお知らせ

市りんご課では、りんご園等改植事業(平成26年秋植え分)の実施受付を行っております。補助事業の活用をお考えの方は申込みください。

- ◆事業名 りんご園等改植事業
- ◆補助対象者 果樹栽培農家または農業生産法人
- ◆事業内容

- ①りんご・・・わい化への新植・改植に要する経費
- ②特産果樹(もも、ぶどうほか)・・・新植・改植に要する経費
- ③事業実施後の未収益期間(4年間分)の園地管理費用に対する補助

- ◆採択基準
植栽面積が2㎡以上かつ新植・改植であること

- ◆植栽面積の算出方法
列間距離 × 樹間距離 × 植栽する本数

- ◆補助対象経費 苗木購入費、支柱購入費、資材購入費、植栽関連費

- ◆補助額
○新植・改植部分・・・補助対象経費の実費、若しくは定額(15万円/10㎡)のいずれか少ない額以内の額
○未収益部分・・・定額(10万円/10㎡)以内の額
※なお、上記金額は4年間分であり、一括交付します。

- ◆申込期間 9月1日(月)～9月30日(火)
※すでに、秋植え分について申込書を提出済の方は、今回申込み必要はありません。

- 問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所新館6階)
☎40-7105



ストップ!農作業事故

秋の農作業安全運動 実施中!(8月15日～10月31日)

運動の重点

- ①高齢者の事故多発!農作業は、焦らず、急がず、慎重に!
- ②ほ場への出入りや傾斜地は要注意 転落・転倒を防ごう!
- ③機械点検時はエンジン停止 機械の巻き込まれに注意!
- ④高所作業は身体の安定が保たれるよう確認し始めよう!



弘前市における農作業事故発生状況 (H21年～H25年)

弘前市における過去5年間の農作業事故発生件数は11件で県内でも多い状況です。そのうち、農業機械による死者数は3人で、機種別と事故の状況は、

- ①乗用草刈機で草刈り作業中、座席部分とりんごの枝に胸部を挟まれ死亡
- ②運搬車でりんごの枝を運搬中、運搬車のシャフトに雨合羽を巻き込まれ、車体の下敷きになり死亡
- ③スピードスプレーヤーで農薬散布中、タイヤが斜面に乗り上げ、車体が横転し、下敷きとなり死亡となっています。

本年度の中南管内における農作業事故の発生状況は7月22日までに6件、うち死亡事故件数が3件と例年になく多い状況です。

作業等で忙しくなる秋は、多くの農作業事故が発生しています。傾斜のきついほ場や見通しの悪いほ場では十分注意が必要です。慣れた作業でも気を抜かず、特に機械作業は基本操作の確実な実施により、安全に作業しましょう。

農地流動化情報のお知らせ

市農業委員会では、農地の有効利用と遊休農地対策として、「農地を貸したい、売りたい」または「農地を借りたい、買いたい」などの情報を提供しています。

詳しくは下記まで、お気軽にお問い合わせください。

- 問い合わせ先
農業委員会農地係(市役所新館4階)
☎40-7104
農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)
☎82-3111内線611
農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)
☎84-2111内線805

※相馬分室については、平成23年11月以降に農地流動化台帳に新規登録されたものに限りです。



市ホームページの

農業経営情報

をご活用ください!

市では、農商工連携による農業経営支援のために、国・県・市等において、補助金の活用できる事業や制度資金等の情報をホームページに掲載しておりますので、ぜひご利用ください。

- ◆検索方法
農業経営情報は、市ホームページ内の「トップ」→「働く・産業」→「農業情報」→「農業経営情報」に掲載されています。

- ◆市ホームページアドレス
<http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>
※市ホームページをご覧になるほか直接下記へ、お問い合わせもできます。

- 問い合わせ先 農業政策課農業振興係(市役所新館4階)
☎35-1111 内線581



独身農業者縁結び事業

会員募集中!

『スノーモビル農道圧雪事業』

平成25年12月から平成26年3月にかけて、市の補助制度を活用し、市内の5団体が延べ2,408キロメートルの農道をスノーモビルで走行しました。

スノーモビル走行により圧雪され、圃地まで歩きやすくなり、りんご樹の雪下ろし作業や融雪作業を行うことができたため、枝折れなどの雪害を軽減することができたとの報告を受けています。

◆農道圧雪事業出動実績

地区	対象距離	出動回数	延べ出動台数	延べ走行距離
吉川	11.8km	66回	324台	1,548.8km
桜庭	4.4km	27回	189台	756.0km
松木平	7.0km	2回	4台	28.0km
乳井	3.6km	3回	6台	63.0km
十腰内	1.3km	10回	10台	13.0km
計	28.1km	108回	533台	2,408.8km

今年度、この事業に取り組みたい町会や団体を募集しますので、10月31日（金）までにりんご課にご連絡ください。



また、スノーモビルを所有し、農道圧雪に協力していただける方や団体の情報もお寄せください。

■問い合わせ先 りんご課生産振興係(市役所新館6階)
☎40-7105

ひろさきグリーンツーリズムモニター第1弾

弘前市グリーン・ツーリズム推進協議会は7月25日、農業者との交流を通じて、広くグリーン・ツーリズムを体験してもらおうと、モニター体験会を実施しました。

当日は参加者20人が、実践団体である弘前里山ツーリズムの会員の指導のもと、汗を拭いながら、田んぼに生息する生き物探しや夏野菜の収穫体験を満喫し、昼食には自分たちで収穫した野菜などのグリルをおいしそうに味わっていました。



体験会の様子

会員を募集中!

現在、弘前里山ツーリズムでは、グリーン・ツーリズム活動と一緒に会員を募集しています。

興味のある方、又は受け入れてみたいという方はお問い合わせください。

■問い合わせ先 弘前里山ツーリズム事務局(津軽ゆめりんごファーム内)☎87-6477

農家民宿の開業を支援

弘前市グリーン・ツーリズム推進協議会では、農家民泊を開業するために必要な旅館業の営業許可の取得に要する経費の一部を補助します。農業体験民宿に興味のある方はお問い合わせください。

■問い合わせ先 弘前市グリーン・ツーリズム推進協議会事務局(市農業政策課内)☎40-7102

老後生活に備えて 農業者年金 に加入しませんか



農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。また、一定の要件を満たす方には保険料の一部について政策支援（国庫補助）を受けることができるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっております。老後の生活に備え、農業者年金への加入について考えてみませんか。

農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先 農業委員会農政係（市役所新館4階）
☎40-7104、又はお近くの農協へ

農業者年金の特徴・メリット

○農業に従事されている方は誰でも加入できます。

20歳以上60歳未満である国民年金1号被保険者で、年間60日以上、農業に従事していれば、誰でも（配偶者や後継者も可）加入できます。

○少子高齢化に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」で、加入者・受給者の数に左右されにくい年金です。

○保険料の額は自由に決められます。

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で、自分で自由に設定でき、経営状況や老後生活に応じていつでも見直せます。

○終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れるはずであった老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上であれば、国民年金とあわせて年額120万円までは非課税となります。

○担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告者であるなどの要件を満たした方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円）があります。

※運用利回り：平成14年度からの平均運用利回りは+2.53%です。